

神奈川県文化関係補助金

補助金名	①文化芸術活動団体事業補助金	②マグカル展開促進補助金																					
対象団体	・県内に住所又は活動の本拠 ・県内で継続的に文化芸術の振興に寄与 ・営利団体、自治体主導公益法人は不可	民間団体（県外団体、営利団体も可） ※比較的広め																					
対象事業	県内で実施する文化芸術の事業（継続）	県内で実施する文化芸術の <u>新たな</u> 事業																					
補助額、補助率、優遇等	補助額は対象経費の1／3以内 ※ 比較的小規模 高齢者・障がい者・伝統芸能・青少年優先枠を設ける	<table><tr><th colspan="2">事業の区分</th><th>補助率</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td colspan="2">通常事業（重点事業以外）</td><td>1／3</td><td>100万円</td></tr><tr><td rowspan="4">重点事業</td><td>共生社会</td><td>1／2</td><td>300万円</td></tr><tr><td>地域活性化</td><td>1／3</td><td>1,000万円</td></tr><tr><td>伝統芸能</td><td>2／3</td><td>300万円</td></tr><tr><td>若年者</td><td>1／3</td><td>300万円</td></tr></table> ※小規模～大規模まで	事業の区分		補助率	補助上限額	通常事業（重点事業以外）		1／3	100万円	重点事業	共生社会	1／2	300万円	地域活性化	1／3	1,000万円	伝統芸能	2／3	300万円	若年者	1／3	300万円
事業の区分		補助率	補助上限額																				
通常事業（重点事業以外）		1／3	100万円																				
重点事業	共生社会	1／2	300万円																				
	地域活性化	1／3	1,000万円																				
	伝統芸能	2／3	300万円																				
	若年者	1／3	300万円																				